

株式売出目論見書の訂正事項分

この目論見書により行う株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し)については、当社は証券取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っていません。

1 株式売出目論見書の訂正理由

平成19年2月20日(火)に売出価格、引受価額、申込期間その他この株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し)に必要な事項が決定され、同日、引受人の買取引受けによる売出しに関し元引受契約が締結されました。

これに伴い、株式売出目論見書の関係事項を後記のとおり訂正いたします。

2 訂正事項

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【売出要項】	1
1 【売出有価証券(引受人の買取引受けによる売出し)】	1
2 【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】	2
3 【売出有価証券(オーバーアロットメントによる売出し)】	3
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	3

3 訂正箇所

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【売出要項】

1 【売出有価証券(引受人の買取引受けによる売出し)】

【売出株式】

平成19年2月20日(火)に決定された引受価額(1株につき3,729.30円)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1株につき3,889円)で売出しを行います。引受人は受渡日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称			
普通株式	500,000株	<u>1,944,500,000</u>	東京都大田区中馬込一丁目10番21号 小原博 345,000株			
			東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 株式会社みずほ銀行 45,000株			
			東京都大田区中馬込一丁目10番21号 有限会社馬込興産 40,000株			
			神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町一丁目5番305 春名邦芳 30,000株			
			東京都港区海岸一丁目1-1アクティ汐留2204 清水真弥 30,000株			
			東京都大田区北馬込一丁目22-3 谷内博 10,000株			

(注) 「3 売出有価証券(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のとおり「1 売出有価証券(引受人の買取引受けによる売出し)及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにおいては、その需要状況を勘案した結果、引受人の買取引受けによる売出しとは別に、東海東京証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式75,000株の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。

(注) 1の番号及び2の全文削除

2 【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
3,889	3,729.30	自 平成19年 2月21日(水) 至 平成19年 2月23日(金)	100株	1株に つき 3,889	元引受契約 を締結した 右記証券会 社の本店及 び全国各支 店	東京都中央区京橋一丁目7番1号 東海東京証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 東京都中央区八重洲二丁目4番1号 新光証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 大和証券エスエムピーシー株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 三菱UFJ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号 みずほインベスターズ証券株式会社	(注) 4

(注) 1 売出しは売出価格にて行います。

2 引受価額は、売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額であります。

3 「1 売出有価証券(引受人の買取引受けによる売出し) 売出株式」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき159.70円)の総額は、引受人の手取金となります。

なお、元引受契約は、平成19年2月20日(火)に締結しました。

各証券会社の引受株式数

証券会社名	引受株式数
東海東京証券株式会社	330,000株
いちよし証券株式会社	60,000株
新光証券株式会社	40,000株
大和証券エスエムピーシー株式会社	30,000株
三菱UFJ証券株式会社	20,000株
みずほインベスターズ証券株式会社	20,000株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち、引受価額相当額(1株につき3,729.30円)は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株券の受渡期日は、平成19年3月1日(木)であります。

株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、当該受渡期日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

(注) 1、3の全文削除

3 【売出有価証券(オーバーアロットメントによる売出し)】

【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
普通株式	75,000株 (注)	291,675,000	東京都中央区京橋一丁目7番1号 東海東京証券株式会社

(注) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、引受人の買取引受けによる売出しとは別に、東海東京証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式75,000株(以下、「賃借株式」という。)の売出しであります。

これに関連して、東海東京証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数(75,000株)を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を平成19年2月24日(土)から平成19年3月19日(月)までの間を行使期間として、上記当社株主より付与されております。

東海東京証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を賃借株式の返還に充当することがあります。

また、東海東京証券株式会社は、平成19年2月24日(土)から平成19年3月19日(月)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、賃借株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数(75,000株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は賃借株式の返還に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株式数(75,000株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、賃借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

(注) 1の番号及び2の全文削除

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
3,889	自 平成19年 2月21日(水) 至 平成19年 2月23日(金)	100株	1株につき 3,889	東海東京証券株式会社の本店及び 全国各支店		

(注) 1 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

2 申込証拠金には、利息をつけません。

3 株券の受渡期日は、平成19年3月1日(木)であります。

株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、当該受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、当該受渡期日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

(注) 1の全文削除